令和２年度第１回長岡京市地域健康福祉推進委員会報告

日　時：令和２年７月 21 日（火）　午後２時 00 分～3 時 10 分
場　所：長岡京市立図書館　大会議室
出席者：
推進委員：安藤委員、南本委員、武田委員、藤井委員、細平委員、水島委員、斉ノ内委員、清水委員、山本委員、荻野委員、小西委員、片山委員
（欠席者：松田委員、石田委員）
健康福祉部職員：能勢健康福祉部長、川村健康福祉部参事兼健康医療推進室長、田中福祉事務所長、田端社会福祉課長、庄子育て支援課主幹、望月障がい福祉課主幹、髙橋高齢介護課長
社会福祉課　宮本課長補佐、髙瀬、志賀、中村
オブザーバー：長岡京市社会福祉協議会総合生活支援センター　板垣センター長
傍聴者：なし

配布資料
・地域健康福祉推進委員会設置要綱
・委員名簿
・長岡京市第２次地域健康福祉計画の進捗状況報告
・長岡京市第２次地域健康福祉（中期）計画骨子案
・成年後見制度利用促進体制整備事業
・長岡京市第２次地域健康福祉計画＜前期計画＞の見直しと＜中期計画＞の策定について
・地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築の支援
・中期計画策定スケジュール（予定）
・長岡京市第２次地域健康福祉計画概要版

１．開会

２．あいさつ
・健康福祉部長よりあいさつ
・各委員自己紹介

３．案　件：

１．事業の進捗状況について

第 2 次地域健康福祉計画の前期計画の施策内容のうち、長岡京市第 4 次総合計画第 1 期基本計画前期実施計画及び地域福祉に関する事業について説明する。

①総合生活支援センター指定管理業務について

総合生活支援センターは、長岡京市社会福祉協議会が指定管理者として管理運営している。地域包括支援センター事業、障がい者地域生活支援センター事業、きずなと安心の地域づくり応援事業等を実施している。

在宅の障がい者、高齢者、その家族を対象に年間延べ 12,000 件を超える相談に対応し、地域の方々からも身近な相談窓口として認知されている。平成 28 年度からきずなと安心の地域づくり応援事業を実施し、現在では取組を行っている校区が 5 校区に拡大している。

日頃実施している活動や生活の中の課題について、自治会や小グループで集まるなど、解決への動きが広まっている。これまで総合生活支援センターの相談対象者は、在宅の障がい者、高齢者、その家族を中心としてきたが、きずなと安心の地域づくり応援事業が開始され、地域で地域を見守り支えあう仕組みづくりに着手することができた。

一方で、そういった地域の活動と障がい福祉、高齢福祉、児童福祉など分野別の福祉制度がどのように連携し、市民が抱える複雑化・複合化した福祉的ニーズに対応するかが課題となっている。包括的で重層的な支援ができるよう、来年度以降の指定管理について見直しを行う。

②福祉なんでも相談室、生活困窮者自立支援事業、就労支援事業

福祉なんでも相談室は、福祉専門職が 3 名在席している。相談件数は年々増加。どこに相談すれば良いか分からない福祉的な相談に幅広く対応している。平成 27 年度より、生活困窮者自立支援事業の相談支援機関と位置付けられており、生活保護に至る前段階の生活困窮者への包括的な支援を進めている。今年度は新型コロナウイルスの影響による離職や休職に関連した相談が多く、4 月～6 月で 142 件の新規相談があった。

③ノンステップバスの導入促進

導入率が 100％となり、事業が廃止されるため、次期計画からは除く。

④成年後見制度利用促進事業

平成 29 年度まで成年後見人の申立費用及び報酬費用の助成を中心にしていた。成年後見制度の利用の促進に関する法律の施行に伴い、29 年度に庁内の体制を見直し、個別の利用支援（市長申立、報酬等の助成等）については高齢介護課及び障がい福祉課、施策の充実による利用支援（計画策定、中核機関設置等）については社会福祉課が担当することとし

た。
　平成30年度は、市職員、専門職団体の弁護士会、司法書士会、社会福祉士会との勉強会を開催し、市職員のスキルアップを図った。
　令和元年度は、地域包括支援センター、障がい者基幹相談支援センター、社会福祉協議会の協力を得て、専門職団体、家庭裁判所等が参加する勉強会を開催し、知識を深めるとともに、参加者間で認識を共有した。
　令和 2 年度も庁内外の協力を得て勉強会を開催し、顔の見える関係づくりを行い、制度への理解を深める。
　令和3年度以降に中核機関及び協議会の設置を目指している。

（質疑）
【委員】
　総合生活支援センター管理運営事業について、令和 3 年度以降に事業の見直しが行われるとのことだが、現在の内容は維持されるのか、変わるのか。
【事務局】
　現在行っている事業は継続していくが、内容を少し見直す。ボランティアセンターの運営は、社会福祉協議会が市からの受託業務として行っているが、社会福祉協議会の本来業務でもある。市と社会福祉協議会の事業の整理を行いたい。

【委員】
　災害時要配慮者支援制度について、手を挙げられない人こそが本当に助けを必要としているということは、全国的に言われているところ。手を挙げられない人にどう対応するのか。
【事務局】
　手を挙げられない人への支援は、困難なハードルだと認識している。一昨年度から、ケアマネジャーや障がい者の相談支援専門員の会合に出向き、それぞれのケアプランと合わせて個別計画の策定を要請している。あくまで要請であるため、策定状況に差があるのが現状。

【委員】
　災害時要配慮者支援制度の個別避難支援計画について、うまく機能していないという話をよく耳にする。自治会に個別避難支援計画を配布した後のケアとしての取組はあるか。
【事務局】
　4つのモデル自治会にご協力いただき、個別性のある支援を地域の方と一緒に作成しており、地域で要配慮者が出た際に必ず両隣の住民が支援者になるという制度を地域で考えていただいた。また、自治会では、勉強会も開きながら災害時要配慮者支援制度に取り組ん

でいただいている。事務局と自治振興室が連携して取り組んでいく必要があると考えている。

【委員】
　計画である限りは目標がある。ノンステップバスの導入促進のように「達成した」と言える取組がいくつも出てくるような具体的な計画にするべきである。

【委員】
　成年後見人制度について、これまでは申立に至るまでのハードルが高いことが課題であった。現在は、啓発や個別支援が行き届いたことで状況が少し変わり、申請から後見人決定までの間の金銭管理等が課題になっている。状況の変化から発生した課題について、どのような仕組みで総合横断的に対応するのか。
【事務局】
　申請から後見人決定までの期間についての課題はこれまでもあったが、件数が少なかったためケアマネジャー等が対応していた。申請件数が増加したことで、これまで通りの対応ができなくなり、地域の課題となった。取組の成果があったからこそ浮上した課題である。協議体や中核機関を作り、地域で取り組む流れを作っていく。
　家庭裁判所にチームでの支援が重要と言われており、ケアマネジャーや市で支援の方法を決め、家庭裁判所に報告しながら進めるべきだと認識している。障がい福祉、高齢福祉、法務の専門職を交え、庁内外が一体となって課題解決に取り組む場面づくりが市の役割である。

２．　長岡京市第 2 次地域健康福祉（中期）計画骨子案
①きずなと安心の地域づくり事業
　当該事業は平成 28 年度から実施しており、互助、共助の再構築を目指し、身近な場所での多世代交流、地域福祉の横断的なつながりづくり、顔のみえる関係づくりに取り組んでいる。総合生活支援センターの指定管理業務の一部と位置づけられており、平成 28 年度及び平成 29 年度は府の補助金、平成 30 年度以降は国の補助金を活用している。国のモデル事業である。

②見直しの内容
　平成 30 年 4 月の社会福祉法改正にて、「我が事・丸ごと」の地域福祉推進の理念が規定され、包括的な支援体制の整備に関する事項が追加された。少子高齢化等の社会構造の変化や制度の狭間にある福祉問題が課題となっており、令和元年、厚生労働省は「断らない相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」の 3 つの支援を一体的に行う市町村

の新たな事業の創設を提言した。

こういった背景を踏まえ、次期計画では、各福祉分野に関して共通して取り組むべき事項を定め、地域共生社会を実現するための計画として位置付けるための見直しを行い、強化すべき方向性や取り組みについて検討し、補強する内容を加える。また、成年後見制度の利用促進に関する内容について、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」に定める成年後見制度利用促進計画として位置づけ、中期計画に盛り込む。

③骨子案の内容

1 章で計画策定の趣旨や背景、2 章で地域福祉の課題について記載している。3 章「計画の基本的な考え方」及び 4 章「施策内容」については、各部局と調整し、盛り込むべき事項を検討していく。5 章は「地域健康福祉推進のための方策の見直し」。きずなと安心の地域づくり応援事業を拡大・充実し、他の事業と連携させ、包括的、重層的に対応できる方策にする。また、総合生活支援センターに設置している総合相談員（コーディネーター）の役割を拡充し、役割について規定する。6 章は「施策の取り組み目標」。社会福祉法改正に伴い、市としてどう対応するか検討していく。

（質疑）

【委員】

障がい福祉、高齢福祉、児童福祉のどれにも当てはまらない案件や、個人ではなく家族への支援が必要な案件等、担当部門が明確でない案件についてはどのように対応するのか。

【事務局】

総合生活支援センターの中に、福祉なんでも相談室のようにどのような相談にも対応する部門を作っていきたい。また、地域に出向いて課題解決を図る取組として、きずなと安心の地域づくり応援事業を行っている。相談されるのを待っているだけではなく、地域の余暇活動の中で参加者の悩み事を拾える仕組みである。

地域で顔の見える関係を作ること、相談に対応することを 2 本柱として計画を作っていきたい。なお、どのような相談にも対応する部門とは、全てを抱えるという意味ではない。既存の対応部門につなぐ、福祉の各種制度の狭間に居る人にしばらく伴走するという役割を担う。

【委員】

施策体系の大分類「1.地域を支える担い手づくり」は人づくり、「2.支え合い・助け合いの地域づくり」は地域の支え合い、「3.豊かに暮らせる環境づくり」は場面づくりを趣旨としている。小分類「社会参加、交流促進」が「1. 地域を支える担い手づくり」に、小分類「福祉サービス・健康づくり等支援の充実」が「3.豊かに暮らせる環境づくり」に分類されているが、この分類で良いのか精査が必要。施策の趣旨が地域の交流なのか、互いを理

解し助け合うことなのかによって、分類は変わってくる。

【委員】

2065 年には生産年齢人口割合が 51.4%になると言われている（合計特殊出生率 1.44 として計算)。5 か年計画だからと 5 年先だけを見るのではなく、何十年も先の未来を見据えて計画を策定するべき。